

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成27年10月26日

担	東京労働局総務部企画室 室長 金田 文人 統括労働紛争調整官 大久保純子
当	電話 03 - 3512 - 1609 FAX 03 - 3512 - 1553

## 職場のパワーハラスメント対策についてのセミナーを11月17日に開催します －急増する『いじめ・嫌がらせ』事案への対応を考えます－

東京労働局（局長 渡延 忠）では、「個別労働紛争の解決の促進に関する法律」<sup>\*1</sup>に基づき、個別労働紛争の解決援助サービスの一つとして総合労働相談<sup>\*2</sup>を行っていますが、近年は、職場内のいじめや嫌がらせに関する相談が著しく増加しています（P2参照）。

パワーハラスメントが企業にもたらす損失は想像以上に大きく、従業員の仕事への意欲低下や心身への影響に加え、職場環境の悪化により職場全体の生産性にも悪影響を及ぼしかねません。

このため、職場におけるパワーハラスメントの防止及びトラブル発生時の自主的な解決を援助することを目的として、今般、パワーハラスメント対策についてセミナーを開催することとしました。

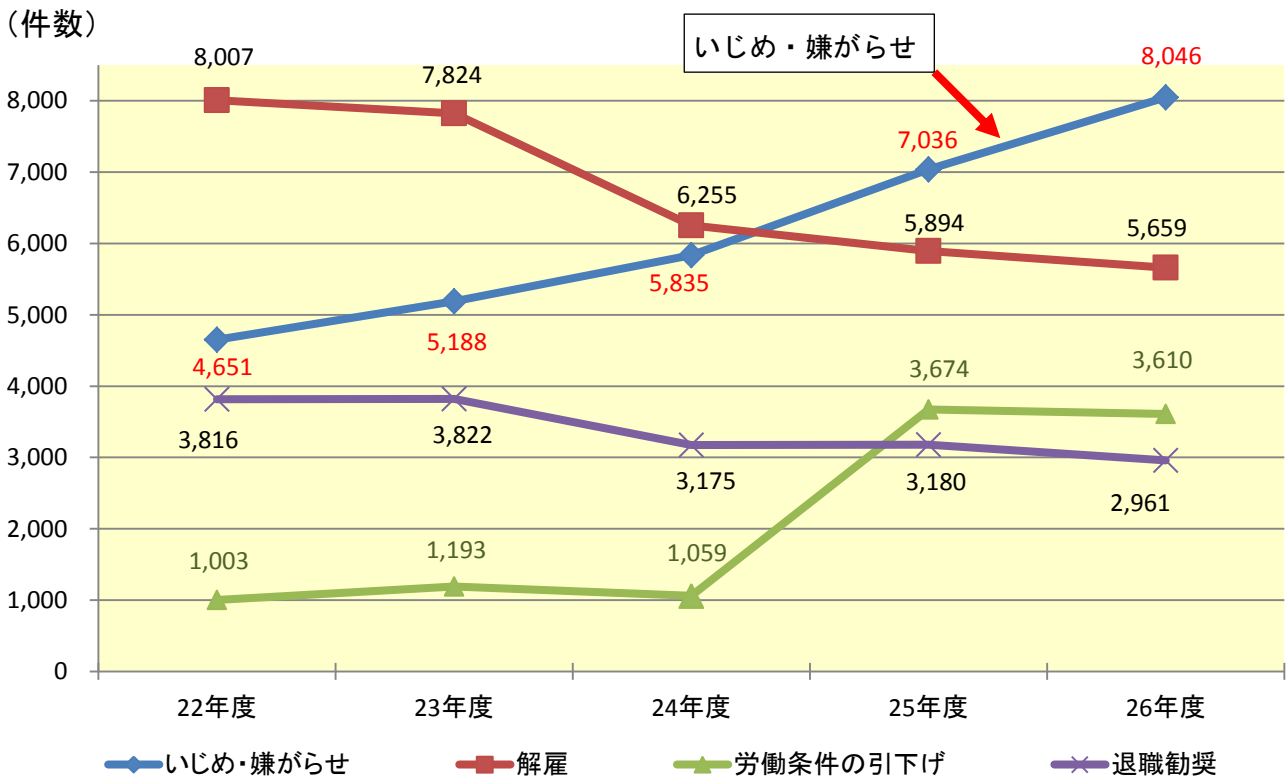
東京労働局では、今後も、いじめ・嫌がらせなどのパワーハラスメントに関する相談に懇切・丁寧に対応するとともに、「あっせん」などの解決制度による紛争解決のお手伝いを進めてまいります。

- 1 日 時：平成27年11月17日（火）午後1時半から午後4時10分
- 2 場 所：きゅりあん 大ホール（品川区立総合区民会館）  
（所在地）東京都品川区東大井5-18-1（大井町駅徒歩1分）
- 3 主 催：東京労働局
- 4 後 援：東京都、中央労働委員会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法支援センター東京地方事務所、東京司法書士会、東京都社会保険労務士会、一般社団法人日本産業カウンセラー協会、公益社団法人東京労働基準協会連合会
- 5 対 象：企業の経営者 人事・労務担当者等
- 6 定 員：1000名（定員になり次第締め切らせていただきます）
- 7 参加費：無料
- 8 内 容
  - (1) 「なぜ企業としてパワハラ対策に取り組む必要があるのか」  
～管理職のマネジメントが鍵～  
講師：中央大学ビジネススクール大学院戦略経営研究科 教授 佐藤 博樹氏
  - (2) 「パワハラ対策の具体的な取組と進め方」  
～担当者の悩みどころと解決のポイント～  
講師：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 主任研究員 浅海 充正氏
- 9 申込み・問合せ先  
東京労働局総務部企画室 平日 8時30分～17時15分  
TEL 03-3512-1609（ダイヤルイン）FAX 03-3512-1553
- 10 その他  
当日の取材につきましては、上記担当あてお問い合わせください。

※1 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」：個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的としてできた法律

※2 「総合労働相談」：東京労働局、各労働基準監督署内、有楽町駅前の建物など20か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応

## 総合労働相談件数の推移(東京労働局)



### 講師紹介

佐藤 博樹氏

中央大学大学院戦略経営研究科（ビジネススクール）教授

1981年 一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。1981年雇用職業総合研究所（現、労働政策研究・研修機構）研究員、1983年法政大学大原社会問題研究所助教授、1987年法政大学経営学部助教授、1991年法政大学経営学部教授、1996年東京大学社会科学研究所教授、2014年10月より現職。

兼職として、内閣府・男女共同参画会議議員、内閣府・ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議委員、経産省・ダイバーシティ企業100選運営委員会委員長、厚生労働省・イクメン・プロジェクト顧問、ワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクト代表、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループでは中心メンバーとしてご活躍された。

浅海 充正氏

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全環境本部 主任研究員。

AC ニールセンコーポレーション（現ニールセン・カンパニー）、東レ等を経て、2009年1月より現職。企業のリスクマネジメント、CSRに関するコンサルティング業務のほか、官公庁の調査研究事業に多数従事。

パワーハラスメントに関しては、厚生労働省の委託事業において全国の企業・団体、従業員を対象とした「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」を実施（2012年）、さらに20社のモデル事業者の協力を得てパワーハラスメント対策導入マニュアルを作成（2017年）された。